

1 いじめ問題への基本的な考え方

(1) いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為である。

(2) 「いじめは絶対にゆるさない。いじめは卑怯な行為である。いじめはどの学校・学級でも起こりうる。」という、いじめに対する認識を全教職員で共有し、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止・早期発見・早期対策に取り組まなくてはならない。

本校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）や東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）を踏まえ、以下の6つのポイントを念頭に、いじめ防止対策を推進していく。

【ポイント1】 教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知

- 行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという「いじめ」の定義に基づき、学校として確実にいじめを認知
- 全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめをも見逃さずに、これを的確に認知

【ポイント2】 学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応

- 学校が迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応
- 学校いじめ対策委員会の役割を明確にし、教職員はこの委員会への報告・連絡を欠かさずに行う。教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応

【ポイント3】 学校教育相談体制の充実

- いじめについて大人には相談しづらいという状況を改善するため、学校教育相談体制を充実
- 生徒の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備

【ポイント4】 いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成

- 生徒自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにする。
- 全ての教育活動を通じて、子供たちの自己肯定感を育むとともに、望ましい集団活動の中で、自尊感情をもてるよう適切な指導を行う。特に寄宿舎での集団生活において互いを尊重して生活できる態度の育成が重要である。

【ポイント5】 保護者との信頼関係に基づく対応

- 被害及び加害の子供の双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応していく。
- 日常から、全ての保護者に対して、「いじめ」の定義を踏まえ、いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えるなどして、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。

【ポイント6】 地域、関係機関等との連携

- いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応
- 「学校サポートチーム」の機能を明確にし、教職員、PTA、地域住民、警察や民生・児童委員等の関係機関の職員が適切に役割を分担し、被害の生徒を支援したり、加害の生徒の反省を促す指導を行ったりする。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、学校として日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決しなくてはならない。そのためにも、未然防止、早期発見・早期対策を基本として、保護者、地域及び関係機関と連携を図りつつ、学校全体で大島海洋国際高等学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

1. 学校いじめ対策委員会（ケース委員会）

ア 設置の目的

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対策委員会」を設置する。

イ 所掌事項

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・東京都教育委員会等と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の四つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた対策に関する検討及び実施

ウ 会議

- ・年に2回程度開催する。

エ 委員構成

校長・副校長・舎監長・生活指導部主任・学年主任・担任・寄宿舎主任・養護教諭・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー

2. 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校いじめ対策委員会を支援する組織として設置することを目的とする。

イ 所掌事項

- ・学校いじめ対策委員会の所掌事項に関する支援
- ・東京都教育委員会、関係機関との連絡・調整

ウ 会議

- ・必要に応じて開催する。

エ 委員構成

校長・副校長・舎監長・主幹教諭・スクールカウンセラー・校医・特別支援コーディネーター・PTA本部役員・大島町教育委員会

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 学校いじめ対策委員会の設置

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・学校サポートチームの設置

イ 学級担任による問題を抱えた生徒への積極的な働きかけ

ウ いじめに関する校内研修の実施

エ 「いじめに関する授業・LHR」の実施

オ 保護者会、PTAなどを通じた家庭との緊密な連携・協力

カ 「いじめ防止アンケート」の実施

(2) 早期発見のための取組

ア スクールカウンセラーによる全員面接計画

イ 定期的な個人面談計画（寄宿舎の専任舎監による生徒全員面談）

ウ 全教員による校内巡回等を通じた生徒の観察計画

エ 保健室・スクールカウンセラー相談室の利用・相談体制の整備

オ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

(3) 早期対応のための取組

ア 学校いじめ対策委員会を核とした対応

- ・把握した情報に基づく対応方針の策定

イ 被害生徒・加害生徒・周囲の生徒への取組

- ・被害生徒・その保護者に対するスクールカウンセラーを活用したケア
- ・加害生徒に対する組織的・継続的な観察、生活指導

(4) 重大事態への対処

ア 被害生徒の保護・ケア

- ・被害生徒に対する複数教員による保護
- ・スクールカウンセラーによるケア

イ 加害生徒への働きかけ

- ・別室での学習の実施
- ・特別指導・登校謹慎

ウ 東京都教育委員会との連携

- ・教育庁指導部指導企画課への報告と連携
- ・中部学校経営支援センターへの報告と連携

エ 保護者との連携

- ・いじめ対策緊急保護者会開催
- ・PTA との連携

オ いじめ防止対策推進法に基づく対応

5 教職員研修計画

「いじめ総合対策【第2次】実践プログラム編」を活用した校内研修を実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 必要に応じて、いじめ対策保護者会を実施
- (2) P T A の活用

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 警察署のスクールサポーターとの連携
- (2) 子ども家庭支援センター、東京都教育相談センターとの連携

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートによるいじめ防止等に関する学校評価等の分析と考察
- (2) 学校運営連絡協議会への報告及び協議